

事務連絡  
令和6年11月29日

各都道府県薬務衛生主管部（局） 御中  
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬局  
監視指導・麻薬対策課

質疑応答の改訂について（訂正）

令和6年10月31日付け医薬監麻発 1031 第3号本職通知「大麻草採取栽培者に係る免許証等の様式、大麻取扱いの手引き及び質疑応答について」の別添3「大麻草採取栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答」及び令和6年10月31日付け医薬監麻発 1031 第5号本職通知「大麻草研究栽培者に係る免許証等の様式、大麻取扱いの手引き及び質疑応答について」の別添3「大麻草研究栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答」について、下記のとおり訂正いたしますので、関係者への周知方ご配慮をお願いいたします。

記

1 大麻草採取栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答

【譲渡し】 Q21 にかかる回答

誤	正
A <u>構いません。ただし、立入検査等の際にすぐに確認できるよう保管して下さい。</u>	A <u>麻薬譲受証についてはメール等で交付し電子媒体で保管しても構いませんが、麻薬譲渡証については原本交付が求められておりますので、メール等での交付はできません。麻薬譲受証を電子媒体で保管する場合は、立入検査等の際にすぐに確認できるよう保管して下さい。</u>

2 大麻草研究栽培者に係る事務の取扱いに関する質疑応答

【譲渡し】 Q37 にかかる回答

誤	正
A <u>構いません。ただし、立入検査等の際にすぐに確認できるよう保管して下さい。</u>	A <u>麻薬譲受証についてはメール等で交付し電子媒体で保管しても構いませんが、麻薬譲渡証については原本交付が求められておりますので、メール等での交付はできません。麻薬譲受証を電子媒体で保管する場合は、立入検査等の際にすぐに確認できるよう保管して下さい。</u>

以上